

制限付一般競争入札公告

地区会館電話機等更新業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年9月2日

守山市長 森 中 高 史

1 委託業務の概要

- (1) 入札番号 0918－2
- (2) 業 務 名 地区会館電話機等更新業務
- (3) 履行場所 ア 守山市今宿二丁目5番15号（守山会館）
イ 守山市今市町160（河西会館）
ウ 守山市幸津川町1043－5（中洲会館）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年1月22日（金）まで
- (5) 業務概要 地区会館（守山会館、河西会館、中洲会館）の電話交換機本体の更新
および電話機等関連設備の交換設置業務

2 入札方法および開札日時等

- (1) 郵便による入札とする。（郵便入札封筒記載例を参照のこと）
- (2) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。（指定郵便以外、期日後着または必要事項が記載されていない場合等は返却します。）
- (3) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留 守山市役所 総務部 契約検査課
- (4) 入札書到達期日 令和8年9月16日（水）
入札書到達期日間際に手続きをされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。
入札書に記載する日付は、作成日とすること。
- (5) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、提出すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
 - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 業務実績等調書（様式第2号）
業務実績等調書には、以下のいずれかの書類を添付すること
- (7) 測量調査設計業務実績情報サービス登録データ（TECRIS）の写し

(イ) 委託業務契約書および仕様書の写し

(ウ) 履行証明書の写し

(6) 郵送開始日 令和8年9月9日(水)

(7) 開札日時 令和8年9月18日(金) 午前9時45分

(8) 開札場所 守山市役所 3階 32会議室

(9) その他 郵便入札された方等は当該入札の開札に傍聴、立会いできます。

3 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

4 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。

5 前金払 前金払は行わない。

6 部分払 部分払は行わない。

7 予定価格 設定する(非公表)

8 最低制限価格 最低制限価格は設けない。

9 無効入札

(1) 入札参加資格のない者(代理人等)のした入札

(2) 入札者が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書

(6) 入札書到達期日より後に到達した入札書

(7) 代表者が同一の複数の入札書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札参加資格に関する事項

令和8年度守山市役務委託等業務業者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 守山市内に本店または委任のある営業所等を有する者

(3) 名簿の取扱業種が「No119 各種設備保守点検・維持管理」、取扱内容「② 電話交換機設備」を希望する者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準(平成23年告示第158号)に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者

(6) 業務実績

令和３年４月１日以降、国、地方公共団体、公共法人または民間が発注し、公告日の前日までに完了し引渡し済の次の要件を満たす業務の実績を有する者

電話交換機等の更新または設置業務実績

(7) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11 落札者の決定

(1) 提出書類等は、開札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出書類等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

(4) 落札者のないときは、別途日時を定め再度入札を行うことがある。

(5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。

12 その他必要事項

落札者は落札決定の通知を受けたときは、10 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。また、落札者は落札決定後、速やかに契約の締結方法について、書面または電子で行うかを担当者に申し出ること。電子契約を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を提出すること。

(1) 仕様書等を熟知しておくこと。

(2) 仕様書等の閲覧場所

守山市ホームページおよび発注担当課

(3) 仕様書等の質疑は令和 8 年 9 月 7 日（月）正午迄とし、文書で市民協働課に提出す

ること。回答は質疑のあった場合のみ令和8年9月9日（水）から守山市ホームページおよび市民協働課で提示する。

なお、質疑書を郵送またはメールで送付する場合、必ず到着確認の連絡を電話にて行うこと。

(4) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(5) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 環境生活部 市民協働課 担当者 川瀬、井上

TEL 077-582-1148 FAX 077-582-0539

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539